

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】: 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療、介護、福祉を始めとする社会保障施策の充実を図るよう努めてまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】: 税滞納世帯への行政サービス制限は行っておりません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】: 機構は、県と西三河地域の市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有効です。これからも住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすすめるように努めてまいります。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】: 平時・有事を問わず市民にサービスができるように努めます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】: 内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されている中央防災会議があり、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、防災基

本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っております。この中央防災会議や国、愛知県の動向を注視する中で、防災対策について市として行えるものから、順次、進めております。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】:小中学校は、計画的に耐震化に努めております。食糧や飲料水については、計画的に備蓄しております。防災拠点となる庁舎等については、耐震化になっております。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】:避難所については、計画的にバリアフリー化できるように努めております。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】:福祉避難所の協定締結に向け、各種団体と会議を行うなど検討を行っており、指定できるように努めております。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】:碧南市が位置する西三河南部西医療圏においては、災害時における拠点病院として、厚生連安城更生病院及び刈谷豊田総合病院が「地域中核災害医療センター」に、西尾市民病院が「地域災害医療センター」に指定されており、それぞれが災害時に多発する重篤救急患者の救命医療と被災した地域への医療支援等を行います。碧南市民病院は地域災害医療センター等と連携し、適切な医療活動に努めます。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】:愛知県の新たな被害予測結果を基に、ハザードマップを見直し、避難経路の記載を予定しております。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】:出前講座や防災講演会などを開催し、市民へ周知しております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】:高齢者人口と同様に介護給付費も年々増加しています。第5期計画においては、保険料の引き上げは避けられないと考えます。基金取崩しを含め上昇幅を抑えるよう検討していきます。保険料段階については、平成21年度に6段階から9段階に変更しています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】:低所得の高齢者対策として、介護保険料の減額を実施していますが、平成21年度より要件を拡充し、世帯収入が年収120万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮している人について対象としています。(平成20年度までは世帯収入80万円以下でした。)

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】:対象者は保険料の減免と同じですので、平成21年度から対象者の収入要件を拡充しました。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】:「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施は、現時点で未定です。策定委員会の中で検討していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】:特別養護老人ホームは第5期(平成24～26年度)に整備する計画です。小規模多機能型居宅介護は第4期(平成21～23年度)に整備する計画でしたが、応募がありませんで

したので、第5期計画での検討課題です。入所が確保できるような助成制度については特に考えていません。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】:現在、2カ所の地域包括支援センターがあり、1カ所が市直営です。在宅支援センターと連携し、日常生活圏域をカバーしています。委託費の引き上げは考えていません。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】:国からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は特に考えていません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】:安否確認については社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料の宅配、碧南市では配食サービス・在宅介護支援の見守り訪問等を実施し、また、軽度生活支援ではひとり暮らし、高齢者世帯の虚弱な方に食事、洗濯、買い物、ごみ出し等身の回りのお世話や簡単な修繕、外出の援助を実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】:現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっております。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎事業を実施しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】:市内2箇所のまちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をし、介護予防のため等の事業を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】:平成19年度以降建築の市営住宅については、段差解消、入口が引き戸、手すりの設置など高齢者に対応したものにしています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】:現在、介護保険事業で配食サービス事業として調理困難な方については、低額にて毎日配食等しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、ひとり暮らしの高齢者等を対象に社会福祉協議会でふれあいいいきいきサロン事業及びまちかどいきいきサロンにて食事会、趣向をこらした催し等の事業を実施しております。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】:介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】:現在は広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉

給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:非課税独り暮らしの助成制度を継続していきます。非課税世帯への拡大は考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】:相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行することになっています。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】:平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、18歳年度末までの拡大は考えていません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】:妊婦健康診査については、国から公費負担の回数及び検査内容について示されています。現在、妊婦健康診査 14 回分を公費で受診できるよう受診票を交付しています。また、県外などでの健診の受診費用についても償還払いで費用負担がないように対応しています。検査内容については、回数同様、国が示す検査項目をすべて適正な時期に検査できるよう、公費助成の対象としています。

産後健診については、子どもの 1 か月児健診時に同時に行われることで、ほとんどの方が受診もされ、費用についても大きな負担はない金額と認識しています。

妊婦健康診査については、経済的な理由などで健診を受けられないなど、少子化の解消の一助に資するとともに積極的な妊婦健康診査の受診が促され受診状況も改善されるなど、効果のある政策ですが、産後健診については、公費にすることの意義や効果について、今後実施について検討していきます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】:準要保護児童生徒の認定基準を「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」としています。このため、生活保護基準の1.0倍を目安として、民生委員の意見や家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しているので、基準の見直しは考えていません。原則として学校へ提出していただきますが、市町村窓口でも受付可能です。また、支給内容の拡充は今のところ考えていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】:給食費を無料にすることは考えていません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】:制度改正内容については動向を注意深く見ていく必要があると思います。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】:平成22年度も平成21年度並みに一般会計からの大幅な繰り入れをいたしました。また、減免制度の拡大につきましては、考えておりません。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】:均等割は収入に応じて賦課するものでなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】:考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】:減免要件の拡大は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どものについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】:資格証明書は発行しておりません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】:現在給付の制限はしておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】:国保税が一定期間以上滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため短期の保険証を交付することとなります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】:納税相談を行い納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。無保険者に対しては広報等で14日以内に届出の必要がある旨のPRを行っております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】:低所得者に係る基準の見直しを行い、本市においては実施済み。周知につきましては、広報にて行っております。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】:計画の策定においては、障害者団体や、事業所をメンバーとした自立支援協議会を、計画策定委員会と位置づけ、計画の策定に取り組んでいます。また、ケアホームの増設には、市内事業所等に、市有地を無償貸与したり、補助をしたりして取り組んでいます。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】:特定健診、歯周疾患検診は無料で、がん検診については65歳以上の方は医療機関での検診は無料で実施しています。方法は個別、集団方式両方ともで既に実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】:国保加入者で40歳未満の方については生活習慣病予防健診の一部コースを無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】:現在、国の補助制度により、全額公費で接種が行われています。但し、平成23年3月31日までの制度で、継続については明らかになっていません。補助制度が継続されれば、それに従い公費助成を継続していきます。しかし、補助制度がなくなった場合、公費助成の対象年齢を縮小限定、一部個人負担金の徴収も視野にいれ、近隣各市の状況も踏まえて、この事業の継続について検討していきます。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】:現状任意の予防接種については、助成制度がない状況です。任意の予防接種が定期接種化された場合、被接種者への一部自己負担も含め助成を検討して参ります。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】:生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際において特に急を要する場合は、社会福祉協議会等他の機関の融資制度を紹介しております。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】:申請時において自家用車を所有している場合は、その保有理由及び処分価値等の聞き取りを十分行い、保有が適当かどうかについては、個別に判断を行っている。

③就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】:平成22年度から十分かつ丁寧な就労支援を行うため、社会福祉協議会から就労支援を専門に行う支援員を1名派遣してもらい、常時配置しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を

撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】:平成20年10月1日より中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、18歳年度末までの拡大は考えていません。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

【回答】:消費税については国会で十分協議がされた結果に税率を定める法律が改正されます。特に意見書・要望書を提出する予定はありません。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】:当院が属する「西三河南部西医療圏」は碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の6市で構成されています。3次医療を担う救命救急センターは刈谷豊田総合病院、安城更生病院が基幹病院となり、2次医療は当院、八千代病院、西尾市民病院、西尾病院が役割を果たし、それぞれの医療機関の機能分担が明確化され連携を行うことで医療圏が円滑に機能しています。そのため、統廃合等の再編やネットワーク化について、当院が単独で協議・検討することは、医療圏の崩壊にもつながるおそれがあるので、統廃合等の再編やネットワーク化については当面必要ないと考えております。また、地域医療の充実、医療の質の向上を図るため、施策の拡充及び診療報酬改定等に関して、全国自治体病院開設者協議会等の自治体病院関係団体を通じて国及び関係機関へ意見書・要望書の提出に努めているところであります。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

【回答】:現在、任意予防接種であるヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の定期接種化については、国の動向をみていきます。

不活化ポリオワクチンについても、平成24年度中の3種混合ワクチン(ジフテリア、百日咳、破傷風)と不活化ワクチンとの4種混合ワクチンの導入が想定されているようです。国の動向を見ながら、医師会などと調整検討していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】:当院におきましては、看護師等の勤務環境の改善の取組みとして、育児短時間勤務制度の利用促進、院内保育所における夜間保育を実施しております。また、看護等確保対策等の拡充に関しましても自治体病院協議会などの自治体病院関係団体を通じ要望書等を国及び関係機関に提出しているところであります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

以上